

# 令和7年度 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助制度 (おひさまエコキュート)

倉敷市では、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、令和7年度から新たに、自ら居住する戸建住宅へ、おひさまエコキュート（日中沸き上げ機能付き家庭用ヒートポンプ給湯機）を設置される方、及び市内の戸建住宅に居住する方へおひさまエコキュートのリースを行う事業者を対象に、予算の範囲において補助金を交付します。

## 受付期間

**令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） 8：30～17：00**

※おひさまエコキュートの設置（保証書の保証開始日）から90日以内に書類を揃えて補助金交付申請をしてください（必着）

※補助**予定件数は20件**です

※受付期間内であっても、**先着順で予算枠がなくなり次第受付を終了**します

## 対象システム

以下の（1）～（2）の要件を満たすおひさまエコキュート（以下「システム」という）であることが条件となります

- （1）システムを設置する住宅の太陽光発電システムで発電された電力を利用して日中に沸き上げる機能※を有しており、貯湯ユニット及びヒートポンプユニット等から構成されるシステムであること
- （2）未使用品であること

※本機能は、「メーカー標準仕様により沸き上げ時間帯を日中に設定できる機能」を指します。

（機能名称例）ソーラーモード、昼間シフト機能、太陽光発電利用沸き上げ、ソーラーアシストモード、ソーラーチャージ、昼の運転予約、お天気リンクEZ 等

注意）メーカー仕様範囲外の手法による沸き上げ時間の変更は補助対象外

### 補助対象者

(1) 次のいずれにも該当する個人

- ア) 自ら居住する本市内の既築・新築の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に、自ら所有するシステムを設置する方
- イ) 自ら居住する本市内の戸建住宅（兼用戸建住宅を含む）に太陽光発電システムを設置（リース又はP P Aによる場合を含む）し、発電した電力を当該住宅で消費している方
- ウ) システムを設置する住宅に、本市の補助を受けてシステムを設置したことが過去にない方
- エ) 倉敷市のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）の補助金との併用をしていない方

(2) (1) の個人を対象に、システムのリースを行う事業者

※ (1) (2) とともに市税の滞納がない方が対象

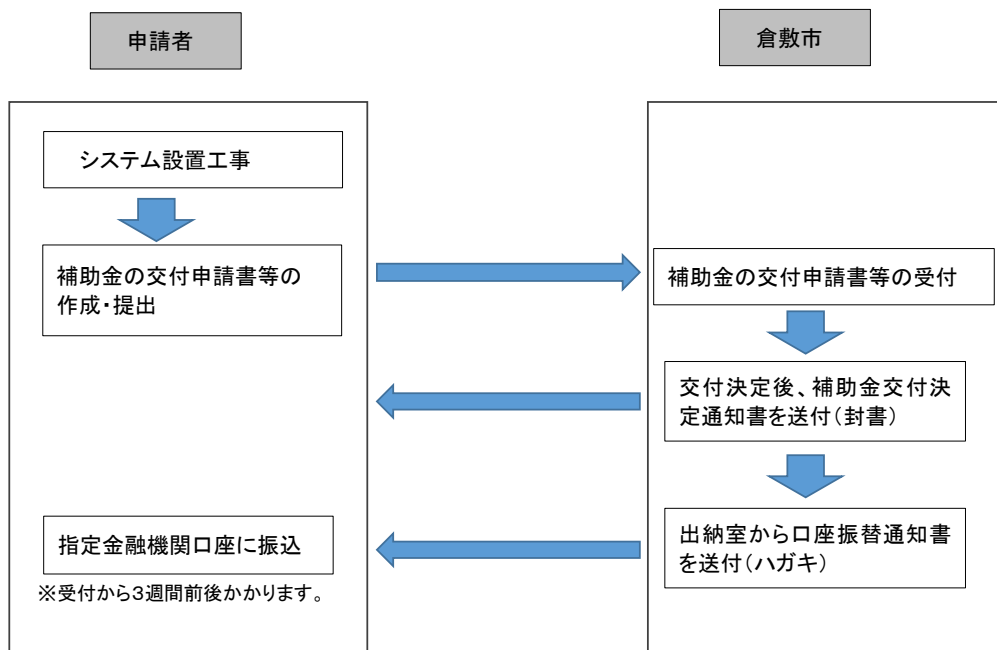
※ (2) の場合、補助金相当額を月々のリース料金等から値下げすることが条件

### 補助金の額

3万円（定額）

### 申請手続きの流れ

## 《申請手順イメージ》



**提出書類** ※必ず令和7年度の様式で申請してください



交付申請書・請求書等の様式は、以下のURLからダウンロードできます

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015746.html>

倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付申請書（市の様式）

位置図（住宅地図の写し等）

システムの保証書の写し

（保証開始日、品名番号、販売店名が記載されているもの）

※保証は開始しているが、システムの保証書発行に時間がかかり申請期限日を過ぎてしまう場合等は、

**事前に申請期限日前までにご相談ください**

メーカー標準仕様により日中に沸き上げる機能が証明できる書類

（当該機能が掲載されているカタログや仕様書及びシステムの品名番号が掲載されているページ）

カラー写真（①～④すべて必要） ※カラー写真の例は、I1-6～7ページを参照

**【システム設置前】**

① システム設置予定場所がわかる写真

**【システム設置後】**

② システム設置の「後」がわかる建物全景写真

※太陽光パネルが設置されていることがわかること。パネルの撮影が難しい場合は、太陽光発電シ

ステムのパワーコンディショナーの写真、モニターの写真等をあわせて提出してください

③ システム本体（貯湯ユニット及びヒートポンプユニット）が確認できるもの

④ 貯湯ユニット及びヒートポンプユニットの品名番号及び製造番号が確認できるもの

見積書又は契約書の写し（システム設置費の内訳が明記されたもの）

※値引き額の表示がある場合は、値引きの内訳を明記すること

※リースの場合、見積書の写しでは受付不可

割賦販売契約書の写し等、契約内容を証する書類の写し（割賦販売を行っている場合）

システムの設置に係る領収書等費用の支払いを証する書類の写し

（見積書又は契約書の写しと金額が一致するもの）

市税納税証明書（システムの設置完了日以降に取得したもの）

※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの（市県民税

**(所得・課税) 証明書とは異なります)**。製本(ホッチキス留め)されて発行された場合、製本されたままの状態<sup>①</sup>で提出してください

**住民票(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※システムの保証書に記載されている設置場所と市税納税証明書の住所が同じ場合は省略可

**請求書(市の様式)**

**◆リースの場合の追加書類**

**リース料金等の算定根拠が明示されている明細書**

(月々のリース料金等の額が、補助金相当額値下げされていることが確認できるもの)

(算定根拠が明示されていない場合は、リース料金等の算定根拠明細書(市の様式)を使用してください)

**システム導入に必要な経費が確認できる書類の写し**

【必要項目】システムの本体費と工事費の内訳(値引きがある場合は、システムの値引き額を明らかにし、値引き分を含んで内訳を明記すること)

(契約書で確認できる場合は省略可)

**法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※複数件を同日申請する場合は、1件分は原本、その他はコピーでも可

**市税納税証明書(システムの設置完了日以降に取得したもの)**

※リース業者(申請者)のもの、契約先のもの、両方が必要です

※複数件を同日申請する場合は、リース業者等のものについては、1件分は原本、その他はコピーでも可

**所有権移転に関する同意書(市の様式)**

(法定耐用年数(6年)の期間終了前に、リース等の契約先に所有権を移転する契約を締結した場合)

**留意事項**

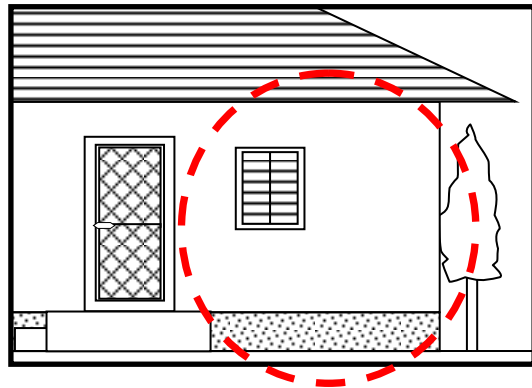
- (1) 書類の不備等があると、受理できません。「添付書類等チェックシート」にて、ご確認ください
- (2) 補助金交付の受付は先着順（郵送分より窓口受付分を優先）です。予定件数に達し次第、受付を終了します（受付状況については、地球温暖化対策室のHPで公表します）
- (3) 補助金の金額は、申請時点の定めに従って決定されます
- (4) 補助対象者以外が手続を行う場合は、補助金交付申請書に申請代行者名を記入してください
- (5) 補助対象となるのは、補助金申請者又は補助金を申請するリース業者等からシステムのリース等を受ける方が、**自ら居住する戸建住宅において使用するために設置するシステムに限ります**
- (6) 別荘などの住民票の現住所でない建物に設置する場合は対象外です
- (7) 同時に複数システムについて申請する場合は、それぞれについて申請書類の提出が必要です。  
但し、「市税納税証明書」、「住民票」、「登記簿謄本」、「現在事項全部証明書」については、**同日に申請し**、それぞれの要件を満たしている場合に限り、1件分は原本、その他の申請についてはコピーでの提出も可
- (8) システムの法定耐用年数（**6年**）の期間経過前に、システムの使用をやめる場合は、財産処分等承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります

## カラー写真の例

### ① システム設置予定場所が分かる写真

設置予定場所を確認できる写真を添付してください。

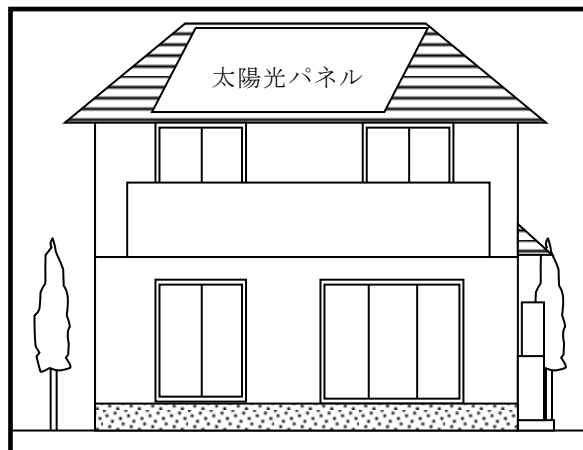
※新築の場合も、更地の写真ではなく、建物が確認できる写真が好ましい。



### ② システム設置の「後」がわかる

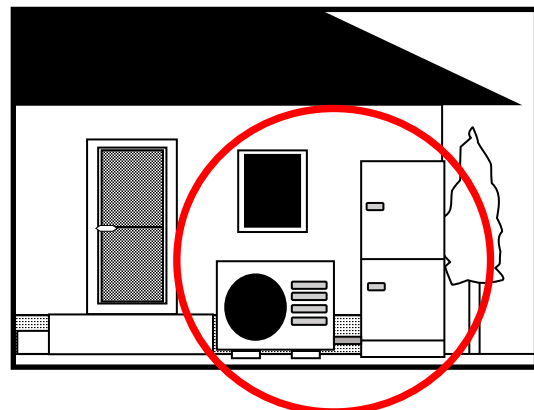
#### 建物全景写真

- ① システム設置後の家の全景写真を撮ってください。
- ② 太陽光パネルが設置されていることが分かる写真 を撮ってください。



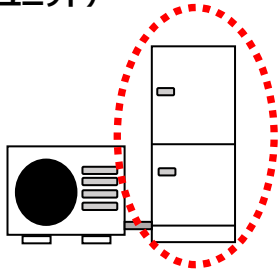
### ③ 貯湯ユニット・ヒートポンプユニット本体が確認できるもの

1枚の写真におさまらない場合は、貯湯ユニット・ヒートポンプユニット各々の写真を添付してください。



④ 貯湯ユニット・ヒートポンプユニットの品名番号及び製造番号が確認できるもの

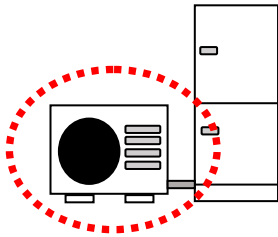
(貯湯ユニット)



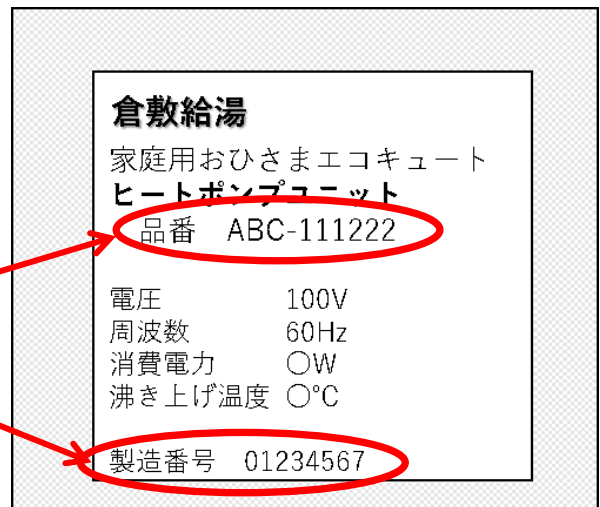
品名番号と製造番号の表示が欠けておらず、  
アルファベットや数字等が明確に読み取れる画  
質、大きさの写真を添付してください。



(ヒートポンプユニット)



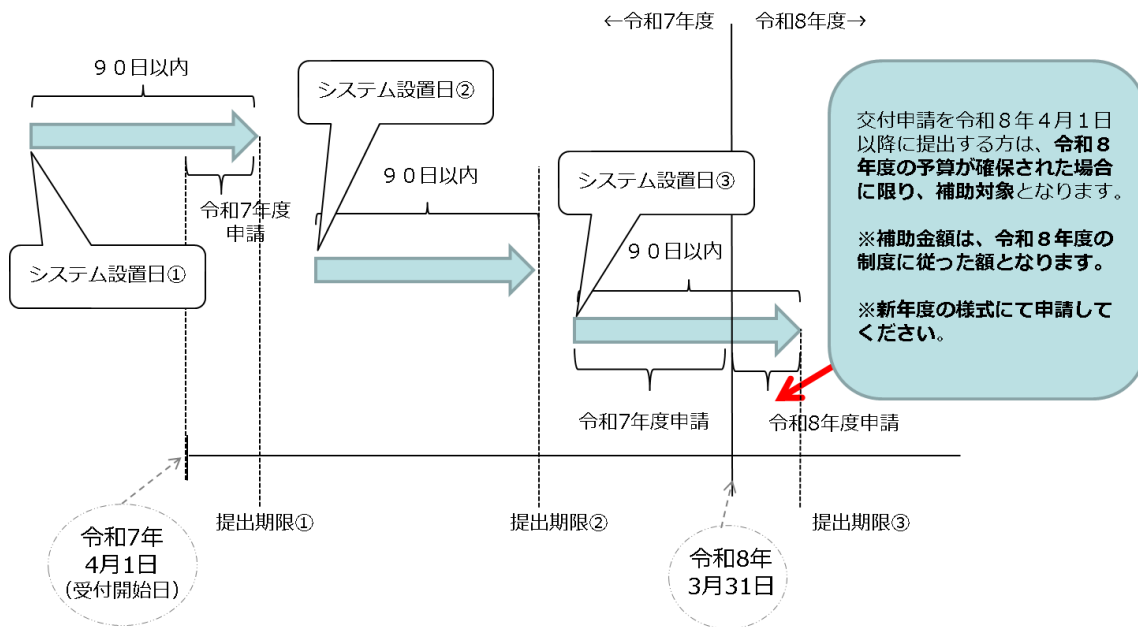
品名番号と製造番号の表示が欠けておらず、  
アルファベットや数字等が明確に読み取れる画  
質、大きさの写真を添付してください。



◆申請期限（イメージ図）

年度をまたぐ補助手続

交付申請書の提出は、システム設置日（保証書の保証開始日）より90日以内



申請書類の提出方法

下記の窓口へ直接持参、郵送または電子申請（HP内にリンク有）で提出してください

受付窓口・問合せ先：〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市 環境政策課 地球温暖化対策室（市役所2階）

TEL 086-426-3394 Fax 086-426-6050

メール [eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp)

HP <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015746.html>

